

参議院水害地緊急対策特別委員会・建設連合委員会會議録第一号

昭和二十八年七月三十一日(金曜日)午
前十一時三十分開会

委員氏名
水害地緊急対策特別委員
委員長 矢嶋 三義君
理事

秋山俊一郎君
三浦 辰雄君
永岡 光治君
永井純一郎君
武藤 常介君
植竹 春彦君
小野 義夫君
細木 亨弘君
重政 庸徳君
高野 一夫君
谷口彌三郎君
藤野 繁雄君
松岡 平市君
河野 謙三君
島村 軍次君
新谷實三郎君
林 了君
安部キミ子君
白井 勇君
小松 正雄君
山田 節男君
松浦 定義君
杉原 荒太君
鈴木 強平君

建設委員
委員長
理事

石川 清一君
石井 桂君

出席者は左の通り。

水害地緊急対策特別委員
委員長 矢嶋 三義君
理事

委員
秋山俊一郎君
三浦 辰雄君
永岡 光治君
永井純一郎君
武藤 常介君
植竹 春彦君
重政 庸徳君
藤野 繁雄君
島村 軍次君
新谷實三郎君
白井 勇君
山田 節男君

建設委員
委員長
理事

石川 清一君
石井 桂君

委員

石川 榮一君
小澤久太郎君
鹿島守之助君
赤木 正雄君
小笠原三男君
田中 一君
政府委員
建設省河川局長 米田 正文君
事務局側
常任委員 武井 龍君
会専門員 藤原 仁君

法制局側
参事(第二部 第二課長) 腰原 仁君

本日の會議に付した事件
○昭和二十八年六月及び七月における
大水害による災害地域内のたい積土
砂の排除に関する特別措置法案(山
田節男君外五名発議)

〔水害地緊急対策特別委員長矢嶋
三義君委員長席に着く〕
○委員長(矢嶋三義君) 只今から水害
地緊急対策委員会、建設常任委員会の
連合委員会を開会いたします。審議に
入る前に私のほうから一、二建設委員
の皆様方に御報告を申し上げます。それ
は、参議院の緊急対策特別委員会と衆
議院の緊急対策特別委員会は、それぞ
れ建設に関する小委員会を設置いたし
まして、今度の水害に対していろいろ
と審査して参りました。そして結論と
して得たものは、建設関係におきまし

ては、現行法を改正する部分と、それ
から現行法にはなくて、全く新しい
特殊なものを対象としたところの新ら
しい立法、こういうように大きく二つ
に分類いたしました。前者は衆議院側
から提案する、後者は参議院側から提
案することに、両院特別委員会委員
長、小委員長、理事の連合打合せで決
定いたしました次第でございます。その決
定に基づきまして、御配付申上げてあり
ます昭和二十八年六月及び七月の大
水害による災害地域内のたい積土砂の
排除に関する特別措置法案を、参議院
側の建設小委員長山田節男君を初め該
当委員が発議者となつて提案いたした
次第でございます。只今提案者山田節
男君が、本法案の提案理由の説明をい
たしたいと申出ておりますので、発言
を許します。

○山田節男君 只今議題となりました
昭和二十八年六月及び七月の大水害に
よる災害地域内のたい積土砂の排除に
関する特別措置法案の提案理由を御説
明申し上げます。

本年六月及び七月に亘りまして停滯
する梅雨前線のもたらした降雨のため
九州、南近畿その他の地方に大災害の
起つたことはすでに皆様よく御承知の
ことと存じます。特にこの地域にお
いては河川の欠陥及び土砂の崩壊によ
り異常に多量の土砂が市街地、農地等
に流入し、たい積している状態であり
ます。これらの土砂の排除につきまし
てはすでにそれ／＼地方当局等によつ
て各方の器材、人員を動員して日夜努

力が続けられておりますが、地方当局
の財力、各個人の資力にもおのづか
ら限度がございます。作業は困難を
極めて違々として進まない状況であり
ます。このままに推移いたしますなら
ば市街地交通の麻痺による産業経済の
混乱、農地の耕作不能による生産の減
退、公用施設その他一般住宅内のたい
積土砂による公衆衛生の不良化等誠に
恐るべき結果を招来するものと考えら
れます。

かような状態に鑑みまして本法はこ
れら災害地域内のたい積土砂の排除事
業を速かに遂行させるため、当該排除
事業についての国の費用負担及び補助
等について特別措置を定めんとするも
のであります。

本法の内容につきまして簡単に申述
べますと、先ず第二条によりまして、
本法にいうたい積土砂とは昭和二十八
年六月及び七月の大水害により災害地
域内に流入した、積し又は水害によ
り発生した土砂の崩壊等によりまし
て、災害地域内にたい積した異常に多
量のもので、土、砂、れき、岩石、樹木等を
指すこととし、その異常の程度は政令
で定めることにいたしております。ま
た本法の対象となります災害地域は、
先ほど申述べました、異常に多量にた
い積いたしましたために、現実に本法
の国庫負担又は補助を行う必要がある
程度に土砂がたい積している地域を具
体的調査の上政令で指定することに予
定いたしましたのであります。

次に第三条及び第四条では、第一に

災害地域内の公共用又は公用施設で政令で定めるものの区域内に土砂がたまり積んでいる場合、第二の同地域内の土地又は建物その他の工作物で第一の公共用又は公用施設並びに第九条に規定する農地及び施設の区域外に土砂がたまり、積んでおき、これを放置したままにすれば公衆衛生上又は正常な社会活動を維持する上において著しく支障があると認められる場合には、これらの土砂の排除事業を原則として都道府県知事が施行し、この事業費の全額を国庫負担とすることとしております。又第九條には政令で定められた地域内の農地並びに農業用施設、林業用施設及び漁港施設で政令で定めるものの区域内にたまり、積する土砂の排除事業を行うものに対して、その事業費の全額を国が補助することと規定しております。その他事業費の決定、負担金の返還、剰余金の処分、監督等の事務手続について規定しているものであります。

なお附則の第二項及び第三項では、この法律施行前にしたた、積土砂の排除事業についてもこの法律を適用することとしたしております。

以上、提案理由並びに法文内容について簡単に述べました次第であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。

○委員長(矢嶋三雄君) 只今提案者から提案理由の説明がありました。質疑のある方は発言を求めて願います。

○石川第一君 同委員会の活動によりまして、ここに特殊な法律として、新しい要綱を御説明になり、本法の速かな実施によりまして、堆積土を成るべく早く処理したいという気持はよく

わかります。この堆積土の量はどのくらいありますか、その量並びにこの法案が通りました場合、どの程度の日数においてこれらが排除されるのであります。それからこの堆積土以外に、河川にやまると、欠損いたしまして、思わざる、いわゆる何と言いますか、深掘れの農地を殆んど沼地にしてしまふようなこともあるわけですね。九州においてはありましたかどうかわかりませんが、今までの大水害にはそれがあつた。従いまして耕地が原状回復するということ、これは堆積土だけに限定しますが、それともこの法の考え方は、或る止むを得ない場合には、大きな支障をなしたものに等につきましてもこれらのものを均整させるといふ御意図がありますかどう。要するに、宅地並びに耕地等が大きく池沼に変化したというような場合、これを見逃すのであります。これらを一応伺いたい。

○山田健雄君 これは先ほど御説明申上げましたように、具体的に申しますと、一番問題になりましたのは、この熊本市、これはまあ建設省の最初からの情報によりますと、約二百四十万立米、それで主としていたしまして見ておるものが、大体これらの二百四十万立米を排除いたしますのに十二億それから下水等に入つておるものの排除が約四億、これは最初十六億四という

ことを申しておる。勿論今のお話のございましたように、市街地におきまして、ここにも書いてあります。例えば個人の家の宅地、或いは地下室、こういうようなものが、公衆衛生と申しますか、これは特に火山灰の泥土であるために、降ればぬる／＼するし、

乾けばほりになつて砂塵万丈というやうな状況で、こういう点でこれが一時期早くやらなくちゃいけないというので、大体といたしましては、この熊本地区を対象といたしました異常な堆積というところになります。市街地の全般並びに私有地、私の宅地と申します。家屋なり、これに入つておるものや、国費で負担して、排除事業を完遂しよう、これがまあ主眼になつたわけでありまして。

○石川第一君 大体において、熊本市を中心としての御計画のようでございますが、市以外に、私どもは視察しております。それから、私どもは、市にそれくらいいたさんで土がたい、積しておるといふと、耕地にも相当たくさんあると思ひますが、耕地のほうはどういうお考えで処理なさるか。

○三浦展雄君 私、発案者の一人として、且つ又あの際、早速この院議に基いてお見舞をして来た者として、その点についてお答えをいたします。確かに御指摘のように、御想像のやうに、如何にも火山灰のたい積といふものは非常に、田圃の上はありまして、ひどいところは二尺を越えて、三尺にも近いといつたやうな所も非常に多いのであります。そこで前にお尋ねのございました、そこをどうするといふ問題でございます。そこはこの法律の第九條にございまして、この農地或いは農業用施設、林業用施設及び漁港施設等に、そういう、第二條に掲げてありますやうな異常に多量のこれらので、土、砂、れき、岩石、樹木といつたやうなものがあつた場合は、これはやはり対象とする。これは所管が所

管でありますから、ここにありますやうに農林大臣の監督のもとでございまして、それを対象として行く。併し普通の耕地の復旧についてはこれを区別しなければならぬ。そういう意味で、十條で以て「この法律により国がその費用を負担し、又は補助するた、積土砂の排除事業については、他の法律による国の費用負担又は補助は行わない」ということで、重複のことは厳にこころを避けるように明らかにしております。又先ほどお尋ねの田畑がいわゆる池になつてしまつた、或いは川敷になつてしまつたところの復旧はどうかという関連した御質問がございまして、これにつきましても、公共事業災害復旧国庫負担法におきまして、それについては、いわゆる補助の対象として早く復旧をし、そして食糧の増産に早く役立たせると、それはそのほうで行くやうな建前になつております。

○小笠原三三男君 議事進行について、私はこの本法案を真剣に連合審査を要求して討議したいがために、発議者に本法案の成り立ちについて率直な御意見を承つておきたいと思ひます。即ちそれは、本法案は特別委員会委員の諸君によつて議員立法せられたやうであります。今回の特別委員会には水害地の緊急対策を樹立するために設けられた委員会でございます。そのから、融資その他緊急の対策を、政府の措置を奨励し、鞭撻する一方、法を以てやらなければならぬ部分は立法措置として御検討になられたものと考へます。で、特別委員会の使命として、公式に立法上の研究をなされて、そして特別委員会の委員の諸君が発

議して出て来たものであると考へます。そうしますならば、この特別委員会は超党派で緊急地対策を樹立するためにあるのであるといふことは、再三特別委員会を作る場合の論議の上で各会派を通じて問題にされた承されておるところであります。それが議運のほうでこの法案を付託することについては、これは常任委員会の所管事項として建設委員会にかかると考へるものであります。従つて条理上はそうであるが、特別委員会が総合的な施策を行うために設けられたのだから、この委員会の調査に、又こういう法案を付託することのほうに望ましい、そのほうが緊急対策としての臨時立法が速かに通過せられて、この水害地の緊急対策ができるという便宜上のことから言つても非常に望ましいといふことで、本院の議運として特に特別委員会に付託したものである。従つてこの法案の発議者を見ますと、各会派が網羅せられておるやうであります。それは各会派の同意が得られておることは、私は特別委員会の性格上当然であらうと考へておるのであります。従つてこの審査を進めて行くに當つて、この法案について異議が起り、反対であるといふやうな態度が出て来るやうであつては、私は災害地域の救済を待つた住民のために院が特別委員会を何のために構成したのかといふことで指彈されるであらう。又、私自身もそういうことは遺憾であるとして、慎重に立法過程において、特別委員会が各会派を代表する委員によつて検討せられる。それらの各会派のかたの代表署名がある限りは、私はこの法は審議によつて事情を明らかにす

るべきである。この特別委員会は、超党派で緊急地対策を樹立するためにあるのであるといふことは、再三特別委員会を作る場合の論議の上で各会派を通じて問題にされた承されておるところであります。それが議運のほうでこの法案を付託することについては、これは常任委員会の所管事項として建設委員会にかかると考へるものであります。従つて条理上はそうであるが、特別委員会が総合的な施策を行うために設けられたのだから、この委員会の調査に、又こういう法案を付託することのほうに望ましい、そのほうが緊急対策としての臨時立法が速かに通過せられて、この水害地の緊急対策ができるという便宜上のことから言つても非常に望ましいといふことで、本院の議運として特に特別委員会に付託したものである。従つてこの法案の発議者を見ますと、各会派が網羅せられておるやうであります。それは各会派の同意が得られておることは、私は特別委員会の性格上当然であらうと考へておるのであります。従つてこの審査を進めて行くに當つて、この法案について異議が起り、反対であるといふやうな態度が出て来るやうであつては、私は災害地域の救済を待つた住民のために院が特別委員会を何のために構成したのかといふことで指彈されるであらう。又、私自身もそういうことは遺憾であるとして、慎重に立法過程において、特別委員会が各会派を代表する委員によつて検討せられる。それらの各会派のかたの代表署名がある限りは、私はこの法は審議によつて事情を明らかにす

ることは明らかにするでしようが、法の通過というものは火をみるよりも明らかである。全会一致になるべき筋台のものであらうと考える。そういうふうな立法過程において慎重に……この小委員長でもありました山田さんが小委員会において慎重に扱われたかどうか。各会派それ／＼の意見の一致を見ておるという建前でこれを提案されておるのかどうか。この点を明らかにして、審議を進捗させるための事情を、事態をお知らせ願つておきたい。そうでなくて、一部の議員には署名はさせたが、おれは反対だつた。反対なんだというようになるならば、これは特別委員会にそも／＼この法案を付託したという、又議運なら議運のほうは不明をこれは恥じなければならぬ。この点を明らかにして頂いて審議を進めて頂きたい。かように思ひます。

○山田節男君 これは本連合審査会が始まる冒頭において、矢嶋特別委員長から経過の報告並びに今日こうして建設常任委員会と連合審査をして頂く理由を詳細に述べられたのであります。小笠原委員がまだおいでになる前でした。今小笠原委員の指摘される小委員会はどうであるか——仰せのようにこの発議者は各党を代表いたしてあります。矢嶋特別委員長が最初に申されました通りの方針で、各会派の代表者、これも与党、野党から全部入りまして、そしてこの者は一応これは一つの特別委員会のおまけ分科会のような意味で、私の管轄は建設並びに文部に関するものとして、各会派の代表者合計六名で以て構成して、そして文部省、それから建設省の諸君並びに現地

からたまたま見えておつた、これは和歌山県を入れたまゝの各地方の知事を招致いたしまして、そして更に大野國務相が九州から帰つて来られた。これも特別委員会へ来られたので、この意見要望等がございまして、特別立法措置を早急にしてもらわなければならぬというところから、実は緊急対策の面にも特別立法措置をしなければならぬだろうというので、勿論この小委員会はこれは四つに分れておつたと思ひますが、各小委員会の緊急対策としての応急措置並びに恒久措置という問題があります。恒久措置という事になれば、これはもうちゃんと常任委員会があるものであつて、これは原則として常任委員会に任せるべきものであるが、併し恒久対策と同時に応急なる緊急な対策をしなければならぬ。併しこれは常に恒久対策というものを脱み合せてやらないと国費の濫費になるし、又恒久対策を……、今回のこの大水害というものは、これは終戦以来今日までの政治というものが治水治山というものの対しての誠意と申しますか、熱意が足らなかつたという点から、熱意が足らなかつたという点から、これはどうしても緊急と言ひながら恒久ということもこれは根本的に立てて行かなければならぬ。これは例へば建設なら建設常任委員会ですつて頂かなければならぬ問題があります。そこで、そういうような本質的に恒久対策とそれから応急対策、そこに不即不離の關係がありながら、併しながら緊急対策もこれは一日も遅延を許さないというふうな状態でございます。そういう建前でこれは進みますので、そこで出ましたのが、この建設閣

係はまあいろいろお手許に差上げてあると思ひますが、衆議院のほうで今法案を立案しておられる問題、その中の重要問題の一つとしましては、例のたい積土砂の問題、そこで今小笠原委員もおつしやつたように、それじやこの連中は超党派でやつておられるのであるから、これは一人も反対なくしてやつたのだと、勿論そうであります。ここに署名してある者はこれも全部了承いたしました。そして我々としても親委員会である特別委員会にかけ、更にこれを衆議院の同じやはり建設に關する小委員会、これが三回に亘りまして論議して、そしてそこで妥結できない、どうしても保留して、両方とも意見が合わない、譲れないという点は保留点としまして、又持ち帰つて、小委員会並びに親委員会でも審議して、そして更に又衆議院の小委員会とこれを論議し、更に特別常任委員長、理事及び小委員長會議というものをたしか三回か四回やつたように思ひますが、そういうふうにいたしました。もう向うも超党派でやり、こつちも超党派でやる。それでもうこれは完全に一致してできたのであります。で、この点におきましては私の扱つたもの、他の小委員会におきましてもこゝうして法案として出し、そして發議者の名前においてこゝうして出すことについて、これはもう何ら反対ない。全員これは一致して小委員会並びに特別委員会におきまして全会一致であつたというところは、これは私は国民に誓つて証言いたします。

○小笠原三三男君 それで事情は非常に明らかになつたわけでありませう。即ち参議院で構成しましたこの特別委員会の性格は超党派的なものである。そして各会派から代表として委員が参加する。従つてその代表として参画した委員が公式に立法過程において会派等にも慎重に諮つておきめ頂いたということであれば、この代表署名は即ち会派を代表した委員の署名ということである。で立派にでき上つて来た法案であるというふうな、私もはつきり了解いたしました。そういう線に沿つて、この法案が慎重審議の上、通過する場合においても全会一致であるべきだという点を私は念のために予断しておいて、そしてこの審議を続けて行きたいと思ひます。事情はよくわかりました。

○委員長(矢嶋三三男君) その点について委員長から一言だけ委員長のとつた態度を皆さん方に申述べておきたいと思ひます。

緊急対策の特別委員会でございますので、各省に關係いたします。それから国会では各常任委員会に關係いたします。これらの調整均衡を保つということに非常に苦慮いたしました。従つて要綱ができた場合に、前例を破りまして法律案要綱並びに申入れ事項、全部印刷にしまして全議員さんにお配り申上げた次第でございます。そして特別委員の皆様方には、全部の議員さんにお配りしてあるから十分党のほうで検討して態度をきめておいでを願つて、そして参議院で態度を決定し、そして衆議院側と合せた、こういう経過を辿り、委員長としてはまあできるだけその点は本日まで努力して参つたつもりであるというところを、今のに付け足して申上げておきます。

○小澤久太郎君 この復旧に要する金額は大体どのくらいになるのですか。

○専門員(武井篤君) 都市のこの法案によつて救われます、救われると申しますか、たい積土砂を排除する費用は、建設省の報告によりますと、大体十六億くらい……。

○小澤久太郎君 十六億のほかに、或いは都市以外とか、或いは農耕地、そういうところがあるのじやありませんか。

○専門員(武井篤君) これは九州と山口だけの数字だと思つております。ほかのはやつと今数字を手許に持ち合せておきます。

○小澤久太郎君 先ほど十六億と言ひましたが、この法案に大体盛り込まれてゐるところは十六億で済むのでございませうか。ほかに何かから数字があるものでございませうか。

○山田節男君 これはこの第二条の後段に「又は水害により発生した土砂の崩壊等により災害地域内にたい積した政令で定める程度に達する異常に多量のでい、土、砂れき、岩石、樹木」、これは砂れき、岩石と申しますと、これは例へば今回の和歌山、奈良県の山岳地帯、これは非常に岩がたかさん擲出して、これはやはり一面においてはこれは砂防的なことも考えられるかも知れませんが、殊にこれは衆議院におきましてこれは異常なでい、土というふうな工合に、これは同じカテゴリーに入るべきだといふので、これはまあ衆議院のほうからも非常に強い御要望がありまして入りました。それから樹木というのがありますが、これはいわゆる根つ子が付いた木が、今回の和歌山

の大被害において漁港、海岸等へ非常に大量の根つきの付いた木が押流されて、先ほども提案理由のときに申し上げましたが、これも異常に堆積して、これは今の熊本市におきます泥土のような、例えば社会公衆衛生といえますか、これに匹敵する理由、或いは漁港において船が入つて来れぬとか、こういうような異常な場合に政令で定めた場合は、やはり本法を適用するという建前になっております。

○小澤久太郎君 いろいろ政令で定めるといふ事項があるんですが、まあ政令で定めてからでなければ、はつきりわからないといふことは言えるんですが、一応こういうことを書かれたのはどういふことを想定されているんですか。大体想定されているのはどのくらいの復旧費といふものが必要というお見込みは付きませんか。

○山田節男君 先ほども武井専門員が申上げましたが、熊本一帯と山口県という、こういう方面の現地からの情報或いは建設省当局の情報を見まして、先ほどいろいろ御報告申上げたのでありますが、併しこれは鳥取とか島根とか兵庫、京都或いは福井或いは今岡の和歌山、奈良県、これはまだ政府といたしまして特に和歌山、奈良県の奥のほうにこういうたようなもので一体どれくらい金がかかるだろうかといふことは、少くとも昨日までは政府といえどもまだ詳細というか、大体のめどが付くだけの情報をまだ持つていないような状態です。従いましてこの情報の見積りといふことも申上げられませんが、併し先ほども御説明申上げましたような異常なという言葉をございまして、そしてこれはどうして

も国庫が負担するか補助しなくちやならんといふものは、これは政令によつてやることになっております。そういたしますと、やはりこれは目の子算用でございますが、これは二十億を若干余りたくさん出ないんじやないか。これは極めて大ざっぱな目安でございますが、まあ議論の過程ではそういうような議論も衆参両院の打合せでは一応出ておつたといふことを御参考までに申上げておきます。

○小澤久太郎君 この予算措置はどういうふうにお考えでしょうか。

○山田節男君 この問題は、勿論初めからこの法案は予算の措置を伴わなくてはならぬ法律でございますから、従つて予算措置を考えないで法律を作つてはこれは死文に等しい。これは最初からそういう意向が、我々としてもそう意識いたしております。そこで先ほども小笠原委員の質問のときに申上げましたが、こういう超党派でやつており、そうして政府委員のいろいろ意見を聞いてみまして、そうして極めてこれは限定された応急的なものである、どうしてもこれは予算などないといつても、予算がないからやれないんだといふようなことで、放つておけんやうなものを、我々がピツクアップしてやるのでありますから、我々がここで対象とし、我々が議論の結論を出すものは、政府が財政的にどうにもこうにもならんといふような多額のものを無理に要求するのではない。併しながら最低限度の、我々がこうして審議いたしまして最小限度のものは、これは政府が責任を以てやらなくちやならん。そこに超党派をいたしまして成るべく経費を少くしよう。例えばこの泥土問題

以外に、建設の小委員会が衆参両院が議論を戦わされたときにも、これは衆参両院の案を見ますといふと、衆議院のほうに相当金がたくさん要る。そこで予算的な関係からいろいろ論議いたしまして、むしろ参議院のほうの案が非常に保守的だと言われるくらいにまで抑止されたことも、成るべく緊急止むを得ない。併しこれに対して政府はもう責任を持つて予算措置をすべきものだと、かような建前で、私は我々の小委員会並びに特別委員会として、飽くまでやつていこうといふことは明かな事実でございます。

○小澤久太郎君 その点は政府とお打合せ済みでございますか。

○山田節男君 政府と打合せ済みという段階まではまだ私が入つておりません。と申しますのは、一応この法律化をするのでありますから、衆参両議院の意向が一致しなければ、而もそうしてこの親委員会、親委員会と申しますか、建設に対しては建設の常任委員会、御意見を聞いて、一応御審議願つて、建設委員会の専門的立場から見ても、これでいい、併し予算的にこれはどうであらう、これはこういうところは予算が多いのじやないかといふ、こういうようなアドヴァイスも頂けるだろう、その上で本当にもうエッセンスのものをミックスするのは我々の特別委員会として責任であります。衆参両院にお願い申上げて、できるだけ一つ予算措置をお願いしたい。補正予算においても或いは臨時国会においてもお願いしなければならん。これはまあ衆参両院、野党と党を問はず、これまで議論の過程において、これは皆様がた異口同音にそういう御意見があつたわけですよ。

○小澤久太郎君 私の御質問申上げたのは、これは緊急に早くやらなければならん、こういう問題で御質問するのですが、例えば予算措置を、補正予算ならば遅れるのでありますから、それ以前にもつとこれを早くするといふ御意見はありませんか。

○山田節男君 まあ補正予算になりますと、これはどうしても九月の末乃至十月頃に審議を始めるのでは、遅いから、臨時国会、できればこの法律は、我々昼夜殆んど夜遅くまでやつておりましたのは、国会が今日までしない、それまでに何とか立法化すると同時に、両院の御意思をここに盛り込んで、政府に一つ纏つて何とかがこれらの措置を、一時にできななくとも、段階的に、最も重要な面から最初にするといふことではないから、政府はこれはもう責任があるといふことを国会で意思表示をしてもいい。現に我々審議の過程におきまして、熊本の阿蘇郡の町村会長、或いはその他の熊本県とか、佐賀県とか、福岡或いは和歌山県の状況を聞きまして、緊急融資をもうすでに出したといふような報告を得て、すでに二週間経過しておりますが、九州の熊本県阿蘇郡の宮地町長の意見を聞きまして、もう通知は七月の十六日にあつたけれども、二十一日にまた三十万円の金も頂いておりませんといふような、かような状況からみましても、どうしてても現地で困つていふ、何とかしなくちや、緊急対策をいたしましては、もうたとえ今日国会が終るにいたしましても、今晚十二時までもし

て、結論が出たらば、我々参院一致して国会としてお願いしよう。そういうわけで実は今日まで来ているわけでありませう。

○小澤久太郎君 これは災害対策予備費がありますが、あれから出ませんか。

○委員長(矢嶋三義君) それは七十五億しか残つていない……。その問題については、一応委員会を運営して参りました委員長から、お答えするのが適宜だと思ひますから、基本的な立場をお答え申し上げます。私は特別委員長として、委員会を運営して参るに当りまして、立法過程に入ると共に、最も心痛したのは予算の面でございます。折角各法律案要綱ができると同時に……

當時は政府には被害のデータといふものは十分揃つていない、必要予算額の算出に非常に苦勞する状況にあつたのでございまして、各常任委員会の専門員諸氏の非常な御努力によつて、この法律案要綱で行くならば、概算どくらしい予算が必要といふことを算出したわけでございまして、それも各党へお持ち帰り願つて、所要予算の概算額と、それと法律案要綱で検討願つたわけでございまして。それで私は、一つの法律案を議員として国会に提案するに当つては、一応予算の概要といふものをつかまなければならぬ。又政府の意向も一応は聞かなければならぬ。併し一から十まで全部政府委員諸君のOKがなければ国会に提案しないという態度はとれない。一応聞いて、そうして我々特別委員会の委員諸君がそれらの所屬の党派の意向も持ち寄つて、この程な度ならばこの緊急対策特別委員会として災害復旧には必要である、こ

ういうように結論付けたものについて、たとえ政府委員諸君が、反対であると思ふ表示しようとも、立法院の我々としては立法をやる、こういう方針で参つた次第でございます。

この内容についても陳分と検討されましたが、只今小委員長からお話がありましたが、この程度のもものは是非共やらなければならぬ、こういうような結論に達して提案がなされた。委員長はそういうような取扱方を本日までに申上げておきます。

○田中一君 最初に伺いたいのは、これは常職的な考え方ですけれども、これが六月並に七月の大被害、いわゆる限定された西日本水害に対する措置というふうに考へてよろしゅうございませう、これは委員長に伺いたいたいですか。

○委員長(矢嶋三義君) 申上げます。それらの解釈については、衆参の特別委員会の委員長、小委員長、理事の合同の打合会で決定線を出しました。その決定線とは如何なるものかと申上げますと、例へば具体的にこの法律案を取上げますが、この法律案を適用するのは、年々歳々水害の時に起る程度の土砂などは対象にしない。雨が降れば土が出るのはきまつておる。そのたびにすべての地域に、時間的にも無制限にこういう法律を適用していただければ、国家財政は持たない。従つて期間を六月、七月と切つたからといつて、六月、七月中に雨の降つたところに全部適用することができない。如何なるところに適用するかというところは政令で定める。その前提条件というものは異常なる程度の災害によるものだ。

こういう意識統一を当院ではいたしてあります。

○田中一君 では、この法案を作成しなければならなかつた、立案されなければならぬというところは、政府が現在持ちますところの予算、或いは十八年度予算が通過したあとにおいて、かかるものに対する財政支出をするという意図がこの中ではないかということを確認されての立案ですか。委員長に伺いたい。

○委員長(矢嶋三義君) お答えします。調査団の報告、並びに政府側の災害報告、更には地元側の資料による陳情等によつて、この災害はこういう立場をしなければ復旧はできない、立ち上れないという考えの下にやつたのでございませう。と申しますことは、先ほどもちよつと語がりましたが、災害対策予備金にいたしましたも、八月以降に発効するであらう。現在参議院で審議中の予算には、百億が計上されてあります。政府側の答弁によりまして、約二十五億すでに使つて、七十五億くらいしか残つておらないということとを本委員会では答弁いたしております。そうなりますと、その枠内で何とかしようとして政府委員は考へていられるように本委員会では答弁をしております。これは程度の問題にかかわらず、すべての災害についてであります。

一方、中央対策本部の部長である緒方副総理は、このたびの災害といふものは関東大震災に次ぐ大災害であるといふことを、再三再四この委員会に発言いたしております。併しながらそれに対して具体的な予算措置について、我々としては納得のできるような答弁は一回も受けていないわけでございます。

います。従つて最小限度の立法でなければならぬというところで、先刻から申上げましたように、衆参協議して、建設、厚生、或いは文部、或いは通産それぞれの関係法律案を提案することに決定したのが経過でございます。

○田中一君 若し政府委員が見えていれば政府委員に質問したいのですが、よろしうございませうか。見えておりますか。

○委員長(矢嶋三義君) 結構です。河川局長が見えております。

○田中一君 では河川局長に伺います。今委員長がこの立案の過程における政府側の答弁が不満足であつたから、このような措置をとらなければならなかつたという答弁に對しては、その通りでございますか。別に政府としては見解をお持ちですか。答弁を求めます。

○政府委員(米田正文君) 今お尋ねの問題は、両者の間の問題でございます。今の不満足であつたかどうかは、対策委員会側の御意見でございます。政府側もたくさん部門に分れております。それと、できるだけ現行法で行けるものはそれでやりたいという希望は述べて参りました。そういう点で対策委員会側の御要望と政府側の意見とが十分に一致をしないという状態であつたことは事実でございます。

○田中一君 委員長は、この西日本の六月、七月の災害に対する特別委員長であるはずでございますが、和歌山県の災害に對しては、この委員会に付託されるような調査案件がないのでありますか。

○委員長(矢嶋三義君) お答えいたします。参議院の院議によつて設けられました本特別委員会は、御承知のように七月二十日の本会議において本特別委員会が設置された当時、審査の対象とされた災害以外に、和歌山の災害と九州の六月下旬以後に起つた災害も含めて審査の対象とするということ、は、院議できまつております。従つて和歌山は当然入つてゐるわけでございます。

○田中一君 若し政府が自分の或いは非を知れと言つては言い過ぎかも知れませんが、政府としてはこのような立案をされるに、この立法に對するお考え方はどうお考えになりますか。委員長に。

○委員長(矢嶋三義君) では答弁いたします。我々はこのたびの災害復旧対策について審査をして過程において、政府側の答弁に納得できないのが多々ございました。我々は地元からの陳情を、一〇〇%信憑性を持つては聞いておりません。併し余りにも懸隔があらゆる面においてあつたわけでございます。例へば緊き融資にいたしまして、中央本部の緒方副総理は、二十億円出た、当時それで十分である。又小笠原大蔵大臣も、その二十億円で現地本部長である大野國務相も満足、或いは了解しておるのだと、こういうことを通記をつけて言明いたしておりました。ところが地元からは二十億の緊き融資ではどうにもならない、こういう血の出るような叫びがあつたわけなんです。で、九州から東京にお歸りになつた大野本部長は、いわゆる二十億ではとても駄目だといふので、十億直ちに追加し、更に福岡に降任するに當つて

は、更に十億を追加して行つたわけですが、本特別委員会は各県側のいろいろの資料を取り寄せております。で、政府は当時二十億で十分だ、現在四十億になつておりますけれども、我々特別委員会としては、その程度ではこの逼迫した地方財政というものは立ち直れない、関東大震災に次ぐ大災害で、立ち直れない。而も御承知のように今はやはり台風時期でございます。もう佐賀県、福岡県の遠賀川附近は再災害まで起つておるわけですから、二百十日も近づいてゐることです。ともかくも緊急特別対策委員会としてはそれこそ緊急に処置しなければならぬ。陳分と氣は焦つておりますけれども、政府側も勿論中央本部を設けられて非常に努力なさつておられます。併しながらそれぞれの立場々々ですが、我々特別委員会としては相當高い見地から予算を眺め、或いは法律案を眺めて参つたわけなんです。今政府が考へてゐるような金融措置或いは法の中における操作、そういう行政措置では、あの関東大震災に次ぐ山口、九州五県、或いは和歌山という大災害地は立ち直れない、こういう我々は結論に達してゐる次第でございます。

○田中一君 では政府としては、この立法に對して、無論衆参両院で仮に決定されるものとするならば、これは勿論従うてございませう。併しながらこうした立法について好むか好まないか答弁して頂きたいと思ひます。これは昨日、建設常任委員会におきまして建設大臣に質問いたしました。これは懇談の形で質問したところが、好ましくないという答弁があつたのです。各党が集まつてきめられたこの法案に對

して。これは非公式でございますが、速記はとりませんでしけれども、好ましくないというような発言がありました。併しながら、当然仕事を河川局長としては、この立法そのものに對するよりも、實際自分の所管の仕事を遂行する上においては、恐らく河川局長、住宅局長並びに計画局長も見ておられますが、この方は、少くとも十分な仕事をしようとするならば、かかる予算措置があつてほしいというものがあつたかと思ふのです。そうしてここに三局長が見えますから、三局長はここにかかるとの立法によつて得るところのものに對しては賛成されるかどうか、三局長に一ツ……。

○委員長(矢嶋三藏君) ちよつと速記をとめて下さい。

【速記中止】

○委員長(矢嶋三藏君) 速記をつけて下さい。

○山田節男君 これはまあ今の田中君の御質問に関連して、我々の特別委員会として、まあ緊急対策特別委員会がこうして衆参両院で作られて、而も予算を伴う法律案を、私も六年間において予算を伴わない特別法は三つばかり衆議院で作つておるのです。併し今回は予算がどうしても伴わなくちや文句だけではない。そこでまあこれは現在の日本の憲法或いは国会法から見ても、議員立法はできる、議員立法は予算を伴わなくちやいかんのかというと、これは日本はアメリカの制度を守つて、アメリカの例をとつておるのでありますから、議員立法といふことは勿論予算措置を伴うのであつて、これはできるのだと、この憲法並びに国会

法の解釈から来ておるわけですが、そこで政府が好むか好まないか、勿論これは予算の意味からの好む好まないがあまりしよう。それから若しこの法律において例えば改修工事をやる、或いはもつと具體的なことに支出するということになれば、これは政府にプランがあり、又今回の大災害の後には、総合的なプランが作られておりました。或いは関係当局も作つておりました。そういうことはこれは我々の干渉すべきものでもない。専門的立場からやるのでありますから、これはもう……。

……。ただ問題は、委員長が言われましたように大野陸田閣内閣が九州から歸つて来られて、あの本会議で言われた要項事項の中には、これはどうして立法措置でやらなければ、現行法ではできないといふことが、要項事項の中に一項ございました。我々委員会でもそういうことを言つて、国会でこの際法律案を作つて、実はこういう強い要望がございました。そこで我々参議院

で、どの御質問があつたときにも申し上げましたが、これは衆参両院で各会派の代表が出られて、而も予算という持ちました建設関係におきましては、衆参両院の問題の対照表をずうつと作つてみました。予算的に考えてみても、どうも衆議院のほうは相當たくさんです。これは成るべく金は使わなければならないのであるから、成るべく合理的に費用負担を少くするといふようなことからずつと狭めて、絞上げて来て、実は今日出したこの一つの泥土の問題は、そういう立場から、衆参両院の小委員会並びに特別委員会、更に両院特別委員長理事並びに小委員長

が三回か四回かに亘りまして相談して生れたこういう結果を御審議願つておるのであります。その心構えとしては、その過程に予算といふことは勿論頭にしようと思つておつたわけでありまして、併し又これは予算の停り法律は議員がこれを作れないのだといふことは、今日の国会法、憲法において、そういうことはないのであつて、作れるのだ、そういう解釈から実はやつておつた。

もう一つ田中委員が御質問になつた点、これは政府、今日ここにおられる河川局長さんにも再三来て頂きました。これは当時情報が十五、六日に出て、よくはわからないものに、将来はどうするんだ、又現行法でどうするんだといふことも、我々は一応は政府の肚もお聞きして、そうしてなおこれは政府が現行法でできんといふ点を、これは衆参両院としていろいろ協議して、こういう線を出した、建設関係はさうであります。

もう一つ参考のために申し上げますが、この文部省関係の社会教育施設の通過いたしました、公立学校施設費国庫負担法案が文部委員会に出ております。丁度その時を同じうして、こういう緊急対策の問題が出ておりましたので、今、私がお渡ししました社会教育施設に関する文部省関係のものにつきます。これは完全に文部省のほうから、こういうふうにしてもらいたうから、これは現行法でできまじやない、これは文部省から出させまして、それを予算面或いは補助率の点から、殊に予算面を考慮して、そうして政府の意向をよく聞きまして、実は昨日

これはまあ参議院の本会議にも出してこれを通過さしてもらいました。衆議院でも、私、昨日提案説明して、満場一致可決されておりますが、これなども結局この緊急対策法によりまして、昨日通つた公立学校施設国庫負担法案の差が五億円、この特別措置によつて殖えるわけでございます。それによつて北九州或いは和歌山の図書館、公民館なり、こういうものが助かるということでございますから、こういう点につきましては、而も予算が五億円増加によつて、昨日通過した法律にプラス今回の別の特別措置法を作つて頂ければ、五億の差、五億円殖やすだけで以て、非常にこの社会教育施設がよくります。そういうことで、実は一致してやつた措置もござります。これは一つ念のために申し上げます。

○田中一君 私はこれに反対しようと思つて言つておるのではない。このい前例を、日本は台風来る国ですから、今後来るものに對しても、このような措置を十分とるためには、政府にも、一つだめを押しておいて、又特殊な災害をもたらすようなものがあつたらば、直ちに両院において与野党共に一致して災害者の救済のために當ろうという意図の下に、一つうるさい質問をしたわけでありまして、これで了承いたしました。恐らく政府は辛からうが、かかる措置をとられなければならぬ。同時に衆参両院とも、与野党一緒になつてかかる立法をすることを確認しておきたいために申し上げたのですから、誤解のないように。

○石川肇一君 もう一つ伺ひたいしますが、この趣旨は私も誠に尤もな趣旨であると考えておるわけでありま

す。ただ問題は、今委員長からの御説明を承りますと、政府側の答弁が、財政的な裏付けについて、非常にあいまいである、こういうことを伺つておる。私も、もと利根川開港の法案の當時に、非常に苦い経験を持つております。全面的に文部大臣は、全部反対いたしました。併しやむにやまれずあの法案を出したのであります。要するに現今の災害は根本的には政治の貧困から来ておると見ておる。その観点に立ちまして、政府側が今躊躇しておる。皆さんが方これほどに苦心してこれを立法しなければならぬといふ立場を呑込んでおらないといふ点に、遺憾な点がある。若しこの状態で行きましたならば、仮にこの立法ができても、これが補正予算或いは臨時国会を開くといふ決議があればいいのですが、早くしなければならぬ。恐らく八月、九月は台風期であります。長期予報によれば十月までは波状的に九州並びに関西、関東を襲うであろうといふことを言われております。恐らく私どもはそれを予感しておるのであります。

そういたしますと、この立法をし、而も政府がその予算に對して十分誠意を示さない、協力をしないという態度をとつて、時日を経過いたしますと、大きな損ははずれて参ると思ふ。それは何かという、この立法措置に地元民は非常に期待を持つておると思ふ。立法はしたが、財政措置をとらぬといふことになる、九月、十月になると又次の台風が来る。土砂が崩れる。六月、七月、八月だけで限定し得ないような状況が増加して来る。こういうことも考えておりますので、政

府が肚をきめることが大事じやないか
と思う。若しどうしても足らなかつた
ならば、期日をきめてこの立法を効果
あらしめるような研究をして、政府に
強く迫られるべきではないかと思うの
です。そうでないで、この立法化がせ
られたら、必ず財政的措置がすぐ講ぜ
られなければならない。少くとも補正
予算を組む臨時国会を開かなければな
らない。私は早期に開いてもらいたい
と思います。このいろいろが残つてお
りますので、そういうものを、この法
案をめぐつて政府側の態度を十分に私
は一つ質しまして、そうして政府も少
々でも早急にこの予算的措置をします
という言明を得たい。若しそうでなけ
れば、私たちは期待を裏切られて、立
法に頼つたために、熊本県にしまして
も、福岡県にしまして、政府がやつ
てくれるらしいからというので、個
人々々がやろうと思うのが躊躇をす
る。暫く眺めてゐる。やるべきものを
やらずに待つてゐるというところもあ
り得ると思う。そのうちに次の災害が来
るといふことになりますれば、これは
目も当てられないと思うのでありま
す。立法したための効果が、非常に害
毒を流すことになりまして、期
待すべからざるものを期待させたとい
う責任が起つて来るわけでありま
す。そこで私が若しこの際、これはどうし
ても政府ができないならば、今の直ち
に予算的措置をして、災害復旧費の国
庫負担法の最高限は、これは金額国庫
負担であるはずで、最高限これを実
施しますという声明をさせておいて、
そうすると、これは或る程度まで融資
でも出しまして立替えて行くといふこ
ともできますが、この立法の、折角おや

りになりました立法の、いわゆる画竜
点睛の点が、未だ政府側との折衝はお
付けになつておられないのか、私はそれ
がそのめどであると思う。これは全額
国庫負担である。災害復旧費でもペー
までやるのだ。非常の場合だからやる
のだという言明を得て、この裏付けに
よつてこれを通しまして、そうしてそ
ういふ原因がある以上緊き融資を出し
て立替払いをさせて、そして直ちに熊
本を中心とする土砂に泣いてゐる方々
に、県を動員、町村を動員して、あらゆ
る団体を動員して、少くとも八月一ぱ
い、次の台風の来るまでは大体片付
けてもらいたい。こう思うのですが、こ
れらに対する所見を伺いたいです。
○山田健男君 大蔵石川委員から率直
なる御意見があり、私はもう全面的に
感動してお聞きした点であります。が、
勿論、先ほど特別委員長から申されま
したし、私も申し上げましたように、こ
の立法措置は、予算の問題を類かぶり
してやつたわけではございません。正
直なところ、むしろ特別委員長から話
されるべきだと思ひますが、昨日の午
後以来、衆議院におきましては、やは
りどうも与党側がぐずぐずして出しち
やつて、それがために私は昨日来ずつ
と建設に関する社会教育の問題で、政
府まで了承してゐるものすら、昨日は
十時半まで待ちまして、ごちや／＼や
つて、そして全会一致可決されたとい
うことでもあります。その点、今あなた
のおつしやいますように、これをやつ
て、政府の了解がないとやれないのじ
やないか。勿論この点、私も一番
心配いたしておりますのは、今日まで
これは一応衆参両議員の超党派的にま
とめる前におきまして、そういうこと

も勿論他の野党の諸君も心配されてい
るわけですが、それと同時に、殊に佐賀
県の鍋島知事が参りまして言つており
ましたが、とにかく、これは政府でや
つてくれるかどうかかわからないけれ
ども、併し私としては、災害県として、
とにかくやれ、あとのことはどうにか
なるから、とにかく土手が崩れ、家が
流れたのだから、とにかくできるだけ
のことをしてやる。あとは政府と国会
が何とかして下さるだろう。こういう
ので、佐賀県のごときは全部そうして
やりました。こう申しております。そ
れから熊本県などにしても、そういう
部門が相当ございます。それは大野伴
陸国務相も、そういう肚でやるのだと
いうことを申されましたが、併し一旦
こういう法律が、国会で超党派で、補
助率なり、或いは補助の拡大なり、或
いは災害救助法に關しまして、或いは
公共土木の災害の国庫負担法にいたし
まして、そういう一つの今までのめ
どがあり、それを国会が三分の二にす
るのだというのを金額にしろという法
律ができたといひました。この二
十八年度の予算が通つて、田植可能期
である七月二十日までの緊急応急工
事、それから石川さんのおつしやる八
月一ぱいまでのものをきめまさんと、
台風といふものがござります。そうい
う三段階を我々は考へて参りました。
そういうわけでございますから、七月
末までの応急と、それから八月の末ま
での又緊急の対策、そういう点で一応
この枠を立法的に補助的にきめて、
二十八年度の予算が通過いたせば、も
う枠を国会がきめて法律にしてしまえ
ば、八月一ぱいのやつは何とかやるだ
らう。それから恒久対策ということも

当然ありましようが、これは勿論臨時
国会或いは補正予算というときに、治
山治水審議会なり政府が作るのか、国
会としてもいろいろ／＼そういう方面の議
論を出して貰いて、これは特別委員会
の埒外だ。かようないきさつで実は参
りましたのでございまして、とにかく
これは今石川さんがおつしやるよう
に、待つてゐるということ、それか
ら同時に、あとはどうにかなる、何と
かしてくれる、これだけをしなくちや
ならんというあれが相当あるというこ
とを、実は我々現場情報を開きまし
て、そういう意味からも、こういう法
律を一日も早く具体化することが行政
的にはめどが付く、地方公共団体でも
めどが付く、又個人もそれによつて大
体自分がこうすればこれだけの金は補
助してもらえんというめどが付いて一
層励んでやる。とにかく八月末までの
やつを応急として実はめどを持つてや
りましたのですから、今石川委員の御
指摘になつたような矛盾とか或いは足
らない点もござりますけれども、特別
委員会並びに建設委員会の小委員会
で、この点は実は重視いたして、かよ
うな措置に速急に行くだといふの
で、衆参両院でこういう結論を出した
ようなわけでありま。

○秋山俊一君 只今先ほどから予算
の問題についてしきりに御質疑が行わ
れております。勿論我々この特別委員
といたしまして、今度の災害について
は早急な措置をとらなやならん、
特に非常なものに對してはできるだけ
の措置を講じなければならんといふの
で、かような法案が立法されたわけで
あります。ただ先ほどから問題にな
りますところの予算の問題が果して法
案に伴うようなものでなければ、これ
は石川委員のお話のように我々の趣旨
に副わないようなことがあつては大変
であるといふことから、実は私共も予
算に關して折衝をいたしておるのであ
りますが、衆議院におきまして、い
ろ／＼予算を伴う法案の改正である
のか、或いは立法措置が考えられてお
るので、総合的に早急にこれを解決しよ
うといふことで、今日中には大体のめ
どが付くことになつております。従つ
て……
○委員長(矢崎三義君) 秋山さん、発
言の途中ですが、それは水害対策特別
委員会の話じやないでしょうか、今あ
なたが発言されてゐることは、ここで
やつぱりやられますか。
○秋山俊一君 いや、この法案を審
議する上においていろいろ／＼今御質
問がございましたから、その点を私から申
上げておるわけでありま。
○委員長(矢崎三義君) 石川君の御懸
念の点でございますが、参議院の特別委
員会としては、大野国務相が再三再
四、西日本水害に對する予算化のため
に臨時国会を必要とするといふことを
何回も委員会で言明されました。それ
を裏付けされるような含みのある發言
を、緒方副総理も小笠原大蔵大臣もな
されております。従つて私もさうい
う期待を政府に對して持つておりま
す。と同時に、この特別委員会が発足
して審議をして行く間に、或いは山陰
が起つた、或いは近畿が起つた、次々
に災害が加わつて来て、特別委員会と
してはまあ困つたものだ、こういう応
急のことばかりやつておつて、これで
日本の災害といふものは解決するもの
か、こういうふうに思つておる矢先

に、院内の同僚諸君、特に専門の方々から、緊急対策特別委員会だから緊急なことをだけやればいいようなもの、もつと大きいところに目を着けてやらなければこの問題は解決しないんだぞという専門的な助言も、我々特別委員会は得た次第であります。そこで、やがて特別国会というものが開かれるであろう、従つてその特別国会においては、政府としては治山治水に關するところの抜本的な政策というものを打出すべきである、そういうような私どもは観念に達しまして、或いは建設委員の皆様方、或いは農林委員の皆様方と一緒に、超党的にそれらを意思表示するところの決議案を本会に出したい、そしてその決議案を空文化することなく、先ほど石川君から發言されましたような実現のために我々は政府を督促し、又監督して行かなければならない。こういうふうな特別委員会は固く覚悟しておるわけであります。

○赤木正雄君 私は今日まあ主として建設委員のことをお聞きになつて思いますが、建設委員会といたしまして、三浦委員がおいでになつてこの法案をあれしたかと思ひますから、又これを見ましても、大体結構であります。ただ第二条の「政令で定める地域」、この政令で定める地域が、先ほど小澤委員からも御質問がありました、その点がはつきりしないように思ひます。この政令で定める地域ということはもう少し明確にお話できないでしょうか。

○山田鶴男君 御尤もな点であります、衆議院のはうの案に実は「政令で定める地域」という文句がありまして、それをもう少しはつきりわかり易く程度と地域と入れたわけでございますが、先ほど提案理由の説明のときにも申し上げまして、「災害地域」、「政令で定める地域」をどう見るかということ、これはまあ非常に漠然とお聞えになつたかと存じますが、先ほど申し上げましたように、この災害地域は、現実に本法の国庫で負担しよう或いは補助を行う必要がある程度に土砂がたまり、積っている地域を、具体的にこれはまあこうなりますと建設省がやることであると思いますが、具体的に調査の上で政令で処置する、こういうふうに予定して申上げましたが、これは例へばまあ具体的に熊本の泥土を対象といたしまして、又衆議院では奈良県のことか山岳地帯に岩が出て何ともかんと処置できない、それから和歌山の海岸のほうでは樹木が根つこのついたのがたい、積しちやつて船が入つて来れぬというつたやうないろいろ話が出てまして、衆参両院で協議の結果、「政令で定める程度」、「政令で定める地域」、まあこういうふうなことになるのであります。尤もな点であります、赤木さんのものつといいお知恵があれば実は拝借したいのでございませうか。

○赤木正雄君 今山田さんのおつしやつた通り、実際現場でできるより方法ないと思ひます。もう一つ関連いたしまして、やはり第二条に「たい積した政令で定める程度」、これも要なものになります、これはどうですか。

○法制局参事(藤原仁君) 只今第二条の「政令で定める程度に達する異常に多量で、土、砂れき、岩石、樹木

等」ということについての御質問でございますが、これは異常に多量の泥土云々とありますので、多量の程度がどの程度かはつきりいたしませんので、その異常に多量の程度を政令で一応の基準を定めるといふ趣旨でございます。

○赤木正雄君 ここに熊本の大水害の写真がありますが、私実はまだ現場を見ていませんが、この写真を見ましても、市内の状況を見ますと、成るほどこれはもうすく何とせんといけなと思います。併し今あとのほうの土砂の崩壊の關係であります、これは皆さんと或いは逆の説を言うかも知れませんが、場所によりましては、崩壊して堆積した土砂を取除かないで、そのままにその上に建設したほうがいいというふうな場合がたぐさんあると思ひます、そういうことも御検討になつておられますか。

○山田鶴男君 これも私も現場で、これは建設省あたりもつとよく知つておられるかと思ひますが、この火山灰は非常に、私もまだ実物を見ておりませんが、例へば阿蘇山の状況を見ますと、それじやその上に土を盛つて何んとか田にならなくても畠にならんか、例へばそのまゝにしてその上に家を建てたほうがいいじやないか、こういうふうなことを熊本県から来た人にも聞きました、火山灰というやつは雨が降ると、とにかくぬる／＼になつて、まるで水飴のようになる。又乾くとそれがばつと飛ぶ。一種の異常な土壌でこれは赤木さん専門家ですからよく御存知だろと思ひますが、そういうふうなもので、どうも処置というところから、この間二十三日頃見たかた

も言つておりましたが、熊本でもどんな保安隊が来て捨てるけれども、一体どこに捨てるかという実は場所が悩んでおりますと熊本県の副知事が申し出ております。それは土砂が特殊の土砂であるために地域の距離から言つても、場所にしても、将来何とか盛り土でもしてやるといふ使える土ならまだいいけれども、どうも用をなさぬといふように熊本県の副知事が衆議院へ、我々の合同委員会に参りまして説明するものですから、実はそういうようなことも衆参両委員会とも実はいい知恵が出ないのではありません。

○赤木正雄君 今の阿蘇地帯ですね、これはあなたのおつしやる通りなんです。私も何回も行つてよく存じておりますが、私の一緒に付いたときに、やはり阿蘇の谷川を降りて見まして、非常に土地が固まつていふように見えたのです。流蜜なんですよ。その上に上から飛び下りてすぼつと胸まで入つてしまつた、県庁の人が、それで困つておつたのです。そういう地帯で、阿蘇地帯の火山灰はわかっています、後ほどおつしやいました和歌山県ですね、そういうところはどうかと思つたのです。

○三浦辰雄君 それは今の赤木先生の御尤もなんです、第二条の堆積土砂の説明だけなんです。赤木委員の疑問とされるそれを取除かなくなつたといふような問題、これは第一条で明らかにしてあります。「災害地域内のたい積土砂の排除事業をすみやかに遂行させるため」なんだから、例へば堆積土砂というところの量があつても、むしろそれは排除をしないで、他目的等に使うといふような場合には、これは速

かに排除させる目的にならないものだから、政令でもつてこの区域から除外する、こういうふうな考え方になつてゐるのです。

○赤木正雄君 今の三浦委員の御説明でわかりました。これは実際問題といひまして、日本の国土はそういうふうなほう／＼が崩壊して、それが下流の三角地帯に堆積して、そこに人家があるといふことは御承知なんです。神戸なんて皆それで発達しているのです。でありますから、これをただ法文に、これを自分の勝手のように解釈して、これを悪用されたら、たまらんですよ、国費が、それを十分理解して欲しい。それで結構です。それから私は、これと関連しません、先ほど委員長が今度根本対策として決議を出す。そういうことをおつしやいましたので、私も直接関連しませんが、やはりこの際申しておきたい。と申しますのは、今度は関東水害に次ぐ大水害とおつしやいましたが、この関東の水害のときに、丁度私が国土委員長をやつておりましたその關係で、九月三十日私は原案を作つて、水害に対する迅速な応急策と治水事業の完遂に關する決議案、これは参議院での決議案の一番初めなんです、これを私は、決議案を出したのであります。そうしてその案文は、余計なことと思ひますが、

水害に対する迅速な応急策と治水事業の完遂に關する決議案 政府は、水害罹災民の窮状に対し、急速周到な救済の途を計ると共に、災害復旧に対して果敢な処置を講ずべきである。

治水は、国土の保安、産業及び国民生活の安定に極めて重大なものである。

政府は、水害罹災民の窮状に対し、急速周到な救済の途を計ると共に、災害復旧に対して果敢な処置を講ずべきである。

あるにかかわらず、歴代政府は、これを忽せし、為めに、頻りに水害を被る事実を鑑み、この際あらためて治山治水の重要性を確認すると共に、治水の原則に準拠して水源より河口に至る一貫した計画を樹立し、造林を重視するは勿論殊に政策の根本源泉的更政を断行して、砂防の完璧を期し、併せて河道の改修を計り、以て水害を永遠に防ぐ方途を速かに講ずべきである。

なお、右に示した各般の水害対策につき政府の採った措置に関して、次の常会の始めに、政府はこれを本院に報告することを要する。

右決議する。

このあとの部分は、これは進駐軍に、決議案というものはただ出し放しでは駄目だ、どういふ処置をとるか、これを政府に意見を聞くべきだ、それであるの分まで付けさせられて出したのです。これは片山内閣のときでした。その結果何にもされなかつた、実を申上げると。私は今度の水害もせめてこの決議案によつて多少でもやつてればこんなことはなかつた。現に阿蘇地方においても、多少でもやつておるところは水害がないのです。でありますから、今度決議案を出しになるときは、前にもこんな決議案をやつても、参議院の第一回の決議が今もつて実行されないといふことをお考えになつて、十分恒久の、水害のないように、お考え下さることを附加してお願ひします。

○小沢久太郎君 災害地域の指定ですが、これはどの所管でやつておりますか。建設省でやつておりますか。

○法制局参事(藤原仁君) この災害地

域の指定は政令で定めることになつております。これはここに書いてございまして、建設大臣、農地、第九条の關係につきましては農林大臣、こういうことになつております。

○石川清一君 速記録を十分見ておりませんので、私のお尋ねすることが速記録で論議されておれば結構でございますが、若しおられなかつたとしたらお答え願ひたいと存じます。これに非常に似たことが、二十八年昔、北海道の上富良野というところがありまして、ここは十勝岳の大爆発で泥流が数百町歩に亘つて流れまして、人命も百二、三十名亡くしたのでございまして、当時あそこは不毛の土地と言われておりましたが、客土いたしましたので、今日では大体平均の反収を上げるようになりました。これは爆発によつて雪融けの水その他を含めて大洪水になつたのであります。将来こういうようなことが起るといふことも危険がございしませんで、又ほかの地域にもこういう現象が起るといふようなことも想像されなかつたのでございまして、今度のこれを見ましても、異例的な立法でございまして、關係上、これが急速に、特に衛生上いわゆる市民の日常生活上、特に健康上大きな問題が将来に残る、起きて来るという上に立つて、速やかな排除作業を目的としておるようでありまして、阿蘇火山灰山麓に對して将来こういうようなことが再び起ることが懸念されなかつたか。又これが特に全額国庫で以て負担をするというふうな場合、こういう火山灰の砂防その他に對して十分考へなければならぬようなことが起きやしないかどうか。この点をお伺ひいたします。

○山田節男君 これは石川建設委員長のお言葉も誠にその通りでありまして、もとより小委員会、或いは特別委員会といたしまして、そういうようなことは、これは勿論建設省が専門的立場からの責任において、恒久的な対策としてされなかつたらならぬものと存じます。それでこの法案に關する限りにおきましては、先ほど来、何回も申し上げましたように、應急の、而も七月の二十日まで、或いは八月の末まで、これを第二段階の緊急な應急措置としてやるというところを中心にして考へております。勿論先ほど申し上げましたように、将来これを再発しないように、砂防におきましても、いろいろこれは建設省がその方面から研究しておられると存じますが、この法案に關する限りにおきましては、先ほど申し上げましたように、飽くまでも應急である。併しながら、建設省が例へば将来阿蘇の地域におきまして恒久的なそういう再発しないようなことをやると……。例へば今の熊本県の阿蘇郡では、もう川も何もなくなくなつたといふのです。そうすると、新しく川を付ける、或いは砂防を考へるといふことになれば、これは應急にやる場合においても、建設省でも、前の川をやめて今度こへ川を付けるのだといふようなことはあるかも知れません。これは勿論この法律の對象外でございまして、建設省が指示し、設計し、計画してやるべきだと、かような意味に考へております。

○山田節男君 これは例へば住宅問題でございしますが、公営住宅とか、住宅金融公庫法による場合、これを緊急にやる場合、参議院といたしましては、これは緊急な対策であるから一年と切るべきだと、ところが衆議院におきましては、それはいかんと、やはり公営住宅の場合で申しますと、初年度を三割、次年度二割と、こういう工合にしまして、二カ年間でやるべしと、こういう実はいろいろ議論がございまして、これは結局まあ財政上のことも考慮いたしまして二年間と、こういうふうになりました。そのほかの例へば泥土の問題であるとか、或いはその他の公共土木につきましては、勿論日限は書いておりませんが、併しこれは勿論三年も五年も、六年もかかるというものは、これはもう恒久対策でございまして。先ほど来申し上げましたように、先ず七月二十日まで、或いは八月一杯まで、この台風の時を控えて、なんとか決壊場所とか、或いは道路の壊れておるとか、橋の壊れておるとか、或いは学校關係にしまして、とにかく台風までの、八月末までを目当にやつておりました。そのうちには厚生省、或いは農林省、いろいろ現実に基づいて査定して来るものと考へております。

○委員長(矢嶋三義君) 当法案に關する連合委員会は今回を以て終了してよろしゅうございしますか。

午後一時十六分散會

昭和二十八年九月十六日印刷

昭和二十八年九月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局